



内閣府

平成 27 年 6 月 26 日
内閣府沖縄総合事務局
八重山財務出張所

国家公務員宿舎「石垣住宅 10 号棟、11 号棟、12 号棟」 が津波避難ビルに指定されました

八重山財務出張所は石垣市と国家公務員宿舎について「津波避難ビル」の協定を締結
～沖縄県内の合同宿舎では初～



八重山財務出張所と石垣市は、平成 27 年 6 月 26 日、当所が管理している石垣住宅 10 号棟、11 号棟及び 12 号棟について、「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」を締結し、石垣市より「津波避難ビル」としての指定を受けました。

「津波避難ビル」とは、津波浸水予想地域内において地域住民等が津波から一時または緊急に避難・退避する施設をいいます。

沖縄県内の国家公務員宿舎(合同宿舎)においては、本件が初めての指定となります。

石垣市においては、明和の大津波(1771 年)で甚大な被害を受けた教訓から津波避難対策が喫緊の課題となっており、海拔の低い地域に人口が集中している現状に鑑み、津波避難ビルの指定拡充に取り組んでいるところです。

今般、石垣市より津波時の地域住民等の一時避難場所としての要請がなされ、当所としても国有財産を有効活用して地域防災に貢献すべきとの考え方の下、実現したものです。

八重山財務出張所では、今後も地域と連携し、積極的に国有財産の有効活用を図り、地域貢献に努めてまいりたいと考えております。

問い合わせ先

沖縄総合事務局八重山財務出張所

T E L : 0 9 8 0 - 8 2 - 4 9 4 1

津波避難ビルの概要

施設名：合同宿舎石垣住宅 10号棟、11号棟、12号棟

所在地：沖縄県石垣市字登野城 589

指定日：平成27年6月26日

構造等：鉄筋コンクリート造5階建

避難場所：10号棟 5階 共用廊下

11号棟 5階 共用廊下及びエレベーターホール

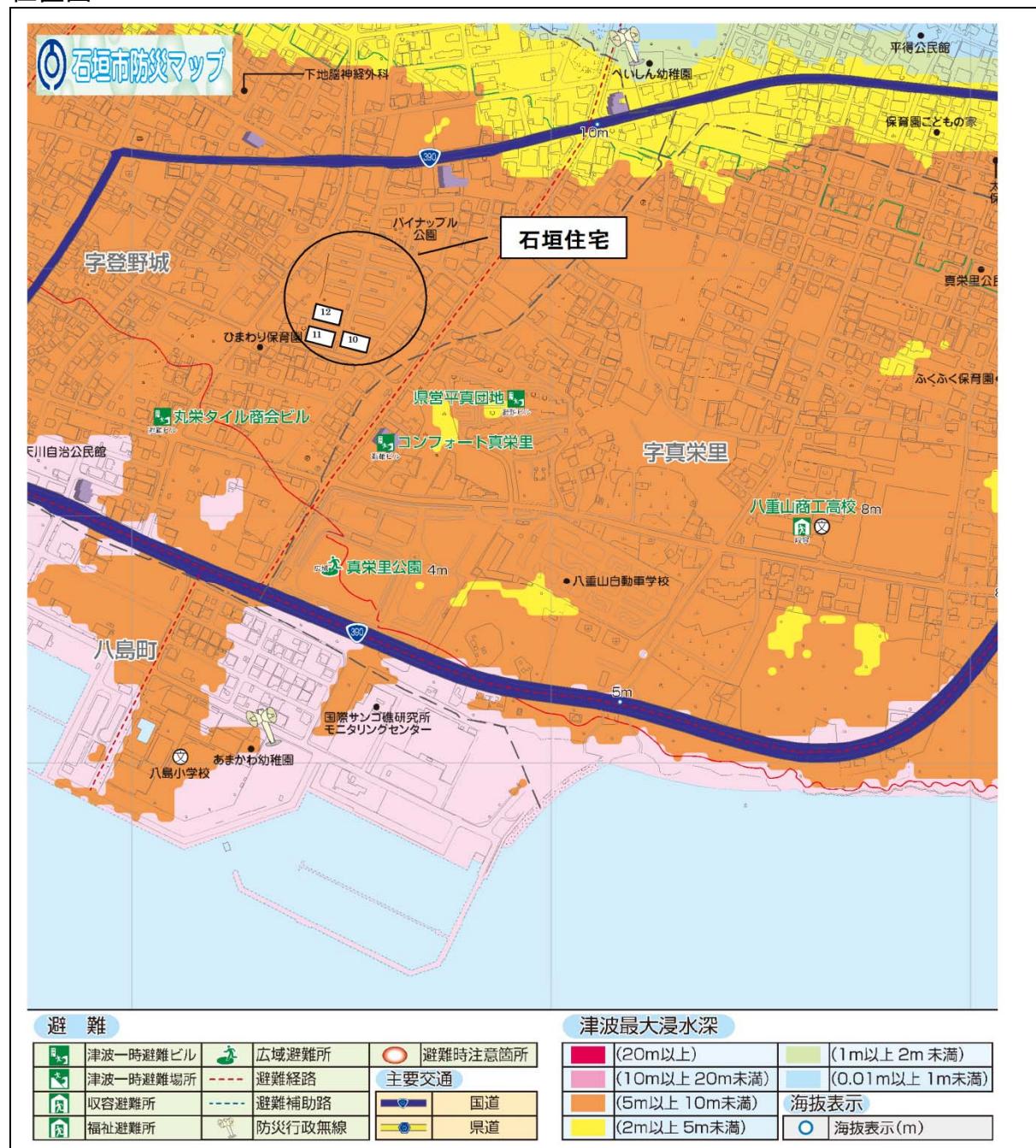
12号棟 5階 共用廊下及びエレベーターホール

収容人員：10号棟 29人

11号棟 55人

12号棟 83人

位置図



石垣住宅 10号棟外観



石垣住宅 11号棟外観



石垣住宅 12号棟外観

